カンボジア政府内務省 番号:035SNN

戸籍簿のデータの訂正及び無効に関する通達

これまでのカンボジア国民身分データに対する確認の調査からすると、内務省は、次のような点に気が付いた。35%の国民は、身分登録簿や身分証明書に記載された身分が他の書類に書かれているものと異なっている問題に直面している。その中に、一種類の戸籍であっても、二度登録した者もいる。それは、行動的(モバイル)な戸籍登録の記載活動のときに、よく行われていた。そのため、本人は、行政的なサービスなどの提供を受けるための手続に大変な問題があった。また、現在、戸籍簿データの訂正及びその無効にさせることは、非常に複雑な問題になって、国民の要求に対応できない。

2016 年 7 月 5 日付の国家戸籍官に関する政令(134 号 ANKR.BK)に基づき、戸籍のデータを確認すること及びその訂正をさせる許可、又は法律に従ってもう一度戸籍を登録させる許可については、国家の戸籍官に権限が与えられている。本政令の趣旨に従って、現在の国民が直面している問題を解決させるために、内務省は、戸籍簿のデータの訂正及びその無効にさせることについて、以下のように交付する。

I. 訂正できるデータについて

戸籍簿に訂正できるデータとは、コミューンによって、以下のような情報を書き間違ったデータのことである。

- 1. 本人,父親又は母親の名前又は名字について,クメール語又はローマ字のスペリングの間違い(その書き方は別々であるのに,その発音は同じ又は似ているということである)。
- 2. 登録の当時、性別について、例えば、「男」なのに「女」と記載されたこと、又は「女」なのに「男」と記載されたことの間違い。
- 3. 行う理由がないのに行われてしまった間違い、例えば、父親又は母親の年齢が子どもの年齢より低い又は同じと記載されたこと、又は生年月日について、「1975年」なのに、「1957年」と記載されたことである。
- 4. 太陽暦による生まれた日の間違い (例えば, 2月30日, 又は4月31日になっていることなどである)。
- 5. 太陰暦による生まれた曜日の間違い(例えば, 1972 年 4 月 13 日は木曜日であるのに, 1972 年 4 月 13 日(月) と記載されたことである)。
- 6. 行政区画の誤解(例えば,「Kampong Speu 州, Kompong Siem 町 (Srok)」と記載されたが, 実際には, kompong Siem 町は「Kampong Cham 州」に位置しているのにことである)。

- 7. 出身の事項において、本人の本当の出身又は当時の行政区画についての記載が間違っている(例えば、ある者の出生簿において、「1984 年、Banteaymeanchey 州、Mokulborey 町 (Srok) で生まれた」と記載されたが、実際には、同年、「Banteaymeanchey 州」がまだ作られていなかった)。
- 8. 情報を記載する戸籍簿が見当たらないこと。ただし、本人が法律上の責任を負わないようにデータを追加することは、許されない。
- 9. 全ての重複された登録による戸籍簿を無効とする。
- 10. 裁判所の判断に従って、戸籍のデータを訂正する。

Ⅱ. 管轄について

- 1. 本通達を実行している年は、戸籍簿のデータの訂正及びその無効にさせることについて、コミューンの戸籍官の管轄である。
- 2. 本通達の実行が経過した年は、戸籍簿のデータの訂正及びその無効にさせることについて、国家戸籍官の管轄である。
- 3. 国家の戸籍官が、上記「I.」のようなデータの訂正について、決められない場合又はその訂正に管轄を持っていない場合には、管轄がある裁判所に対して、転送しなければならない。

Ⅲ. 手続について

A. 訂正

1. 実行している年について

本人、本人と一緒に暮らしている成年者である後見人又は親族は、戸籍証明書において、記載された情報の間違いを見つけた場合、コミューンに対して、戸籍簿のデータの訂正申立てをすることができる。

コミューンの戸籍官は、戸籍事務の記載方法についての資料収集においてのガイドラインに従って、申立人の戸籍簿を訂正しなければならない。

2. 経過した年について

2.1. 申立て

本人、本人と一緒に暮らしている成年者である後見人又は親族は、戸籍簿のデータ (別紙1)を訂正するために、国家の戸籍官に対して、以下の場所に申立てをすること ができる。

内務省の身分総務局の戸籍部局。

• 本人の戸籍簿が保管される場所である市役所やコミューン。申立てを受けた後、 市役所・コミューンは、内務省の身分総務局の戸籍部局に対して、勤務日の3日 間以内に関連する資料を転送しなければならない。

2.2. 添付資料

- 戸籍証明書の原本及び/又はその全ての正本
- 居住簿及び/又は家族簿
- カンボジア人身分証明書(15歳以上)
- パスポート(ある場合)
- その他の関連する資料,例えば、公務員のIDカード、公務員の身分証明書など

全ての戸籍簿の原本及びその正本だけ除き、その他の複写は、法律が認められる真正 についての証明によってしなければならない。

2.3. 国家の戸籍官による訂正

戸籍部局は、戸籍簿のデータの訂正の請求事由及びその関連する資料について、国家の戸籍官に従って、法的な確認をしなければならない。必要の場合には、戸籍部局は、 訂正事由を調べ加えることができる。

国家戸籍官は、1 通の新しい戸籍証明書を出して、当時の新しい日付を記載して、元の戸籍証明書及びその全ての間違った正本を差押えて、無効にさせなければならない。

戸籍簿のデータの訂正の請求に対して、次のように決めなればならない。

- 身分総務局の戸籍部局に対して、申立てがされた場合には、勤務日の 10 日間を 過ぎない
- 市役所・コミューンに対して、申立てがされた場合には、勤務日の 20 日間を過ぎない

訂正についての判断は、4 通で行われなければならない。それは、以下の通りである。

- 1 通は、戸籍部局に転送して、そこに保管されている戸籍簿にホチキスで留める ためである。
- 1 通は、市・州の役所に共有するためである。
- 1 通は、市役所・コミューンに転送して、そこに保管されている戸籍簿にホチキスで留めるためである。
- **1**通は、本人のためである。

国家戸籍官は、戸籍簿のデータの訂正について、特定の事由によって拒絶できる。この場合、本人は、裁判所に対して、抗告できる。

B. 戸籍の無効

1. 実行している年

本通達を実行している年には、戸籍簿の無効について、コミューンの戸籍官は、戸籍 事務の記載方法についての資料収集においてのガイドラインに従って、実行しなければ ならない。

2. 経過した年

戸籍部局は、国家の戸籍官に従って、以下のような戸籍簿の無効についての確認及び 判断を行う。

- 効力がある法律又は命令に違反する登録。
- 同じ場所又は違う場所において、1回以上の戸籍の登録。

上記のような問題を見つかった場合,戸籍部局は、関連する現地の当局によって、本人又は後見人に対して、その 1 回以上の登録された戸籍簿の無効申立てをして、どれが正式に適用する正しいデータであるか選んでもらうために、通知しなければならない。

通知を受けた 60 日間の後,本人又は後見人が戸籍簿の無効申立てをしなかった場合には,国家戸籍官は,元の日付が付いた戸籍証明書及び戸籍簿の無効について判断をして,新しい日付が付いたものを残すことができる。

無効についての判断は、4 通で行われなければならない。それは、以下の通りである。

- 1 通は、戸籍部局に転送して、そこに保管されている戸籍簿にホチキスで留める ためである。
- 1 通は、市・州の役所に共有するためである。
- 1 通は、市役所・コミューンに転送して、そこに保管されている戸籍簿にホチキスで留めるためである。
- 1通は、本人のためである。

本人は、無効についての判断を受けた30日以内に、国家戸籍官に対して、抗告できる。

C. 戸籍簿担当官の執務

国家の戸籍官から判断を受けた後、内務省の身分総務局の戸籍部局にいる戸籍簿担当官 及び市役所・コミューンの戸籍簿担当官は、次のようにしなければならない。

- 訂正又は無効すべき戸籍簿に国家の戸籍官の判断をホチキスで留める。
- 赤インクで間違ったデータに取消し線を付して、青インクで正しいデータを書き 直して、その訂正された戸籍簿の余白の左側に別紙3のような内容を記載する。
- 戸籍簿を無効にして、 その余白の左側に別紙4のような内容を赤インクで記載 する。

国家の戸籍官又は市・コミューンの戸籍簿担当官は、請求されたことに対して、国家の戸籍官の判断に基づき、戸籍の正本を出さなければならない。

事実に反して、故意で、戸籍簿を訂正すること又は無効にさせることは、効力がある法律に従って処罰される。

本通達は、署名された日から2年間の執行力がある。

本通達を受けた内務省の身分総務局の総務局長,内務省及び首都・州・市・コミューンの行政機関の下に関連する機関の長は,本通達に基づき,署名された日から各自の事務を執らなければならない。

プノンペン, **2017** 年 **10** 月 **20** 日 副首相・内務大臣 ソー・ケーン

カンボジア王国

国家 宗教 国王

戸籍データ修止の甲立て
私は,と申します。年月日に生まれます。現在,番,通り,グループ。Phum, Khum, Sangkat, 市/Srok/Khan, 首都・州に住んでいます。
身分総務局長・国家戸籍官である閣下に対して、
目的:戸籍のデータの修正を求めます。 参考: ²
上記の目的及び参考のように、身分総務局長・国家戸籍官である閣下に対して、名であるコンミューンの戸籍官が署名した年号の戸籍簿本の号の表において、名、性別、生年月日の戸籍証明書にいくつかの間違いがあって、適用できないと教えたいです。そのため、戸籍簿において、以下のようなデータの訂正をお願いしたいと思います。 にします。 にします。 たします。 たりだん たいきない たいます。 たいますれたいます。 たいます。 たいまたれたいまたれたいまたれたいまたれたいまたれたいまたれたいまたれたいまた
したがって、上記のように、身分総務局長・国家戸籍官である閣下に対して、戸籍簿において、データの訂正をお願いしたいと思います。
プノンペン, 20年月日 本人/後見人/親族

1本人,後見人,親族

検討した身分総務局長・国家戸籍官である閣下に対し て、その確認と判断をお願いしたいと思います。 部局長/市(Krong)・町(Srok)・村 (Khan)・長

6

指紋

²申立ての裏に付いている資料

³ 婚姻証明書の場合

カンボジア王国

国家 宗教 国王

戸籍データ修正の申立て

私は,と申します。年月日に生まれます。現在,番,通り,グルー Phum,Khum,Sangkat ,市/Srok/Khan,首都・州に住んでいます。 名の ¹ です。	
身分総務局長・国家戸籍官である閣下に対して,	
目的:戸籍のデータの修正を求めます。 参考: ²	
上記の目的及び参考のように、身分総務局長・国家戸籍官である閣下に対し、名である	,
上記の無効から発生する損害がある場合には、法律上の責任を負うと約束しています。	
したがって,身分総務局長・国家戸籍官である閣下に対して,上記の戸籍簿を確認して, 効をお願いしたいと思います。	無
プノンペン, 20年月	日
本人/後見人/親	族
検討した身分総務局長・国家戸籍官である閣下対し 指紋 て,その確認と判断をお願いしたいと思います。年	

¹本人,後見人,親族

²申立ての裏に付いている資料 ³婚姻証明書の場合

本戸籍簿は,訂正された。 「の年月日付号,…	を参考にする。」
年	
名前及び署名	

本戸籍簿の効果は,なくなった。 「の年月日付号,を参考にする。」
名前及び署名